

(平成24年8月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 1件

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年7月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年7月から61年3月まで

私は、昭和52年12月から国民年金に任意加入し、国民年金保険料を未納が無いように納めてきた。申立期間は国民年金の未加入期間とされているが、国民年金の任意加入を喪失したり、国民年金保険料を納付しなかったという記憶もないので、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年12月5日を資格取得日として国民年金に任意加入した以降、国民年金保険料の未納は無い上、申立人が行っていたとする国民年金種別変更手続及び申立人の夫の厚生年金保険第4種被保険者の加入手続等は適切に行われており、申立人は保険料の納付意識が高かったこと及び年金制度を正しく理解していたことがうかがえる。

また、申立期間は9か月と短期間である上、申立人の供述から、申立期間当時、申立人が経営していた事業所の収益状況は順調であり、申立人の夫も会社に継続勤務しており、住所変更がなされたというような事情も無く、上記のとおり申立人は申立期間前後を通じて厚生年金保険第4種被保険者に係る保険料を継続納付しているなど、生活状況に大きな変化があったとは認められず、申立期間においても国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたとする申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の全ての申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成19年7月10日の標準賞与額に係る記録を14万3,000円、同年12月10日の標準賞与額に係る記録を13万9,000円、20年6月30日の標準賞与額に係る記録を13万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月10日
② 平成19年12月10日
③ 平成20年6月30日

年金事務所において厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、平成19年7月、同年12月及び20年6月の標準賞与額に係る記録が年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされていることが判明した。

全ての申立期間にA社から賞与の支給を受け、厚生年金保険料も控除されていたので、全ての申立期間の標準賞与額に係る記録を年金額の計算の基礎となる記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

全ての申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方

の額を認定することとなる。

事業所が保管する申立人に係る平成 19 年度及び 20 年度賃金台帳及び B 市が発行した 20 年度及び 21 年度市民税・県民税所得・税額証明書の記録から、申立人は、平成 19 年 7 月 10 日、同年 12 月 10 日及び 20 年 6 月 30 日に A 社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、全ての申立期間の標準賞与額については、前述の賃金台帳における当該賞与に係る厚生年金保険料の控除額から、平成 19 年 7 月 10 日は 14 万 3,000 円、同年 12 月 10 日は 13 万 9,000 円、20 年 6 月 30 日は 13 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 10 月 26 日に、事業主が申立期間当時に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届に係る届出を失念したと認めた上で届出を行っていることが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る全ての申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大分厚生年金 事案 1187

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月18日から同年6月1日まで

私は、昭和45年1月にA社に入社し、60年3月末に退職するまでの期間において継続して勤務していたにもかかわらず、同社B工場（適用事業所名は、A社）に勤務した期間のうち申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述及び雇用保険の被保険者記録から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和45年6月1日にA社から同社C製造所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和45年4月のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、昭和51年10月1日付けで厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

大分厚生年金 事案 1188

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月18日から同年6月1日まで

私は、昭和45年1月にA社に入社し、平成11年5月に退職するまでの期間において継続して勤務していたにもかかわらず、同社B工場（適用事業所名は、A社）に勤務した期間のうち申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述及び雇用保険の被保険者記録から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和45年6月1日にA社から同社C製造所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和45年4月のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、昭和51年10月1日付けで厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の両申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成19年12月10日の標準賞与額に係る記録を11万7,000円、20年6月30日の標準賞与額に係る記録を24万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月10日
② 平成20年6月30日

年金事務所において厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、平成19年12月及び20年6月の標準賞与額に係る記録が年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされていることが判明した。

両申立期間にA社から賞与の支給を受け、厚生年金保険料も控除されていたので、両申立期間の標準賞与額に係る記録を年金額の計算の基礎となる記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

両申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

事業所が保管する申立人に係る平成 19 年度及び 20 年度賃金台帳及び申立人が所持する両申立期間に係る賞与が振り込まれた銀行の預金通帳の記録から、申立人は、平成 19 年 12 月 10 日及び 20 年 6 月 30 日に A 社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、両申立期間の標準賞与額については、前述の賃金台帳における当該賞与に係る厚生年金保険料の控除額から、平成 19 年 12 月 10 日は 11 万 7,000 円、20 年 6 月 30 日は 24 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 10 月 26 日に、事業主が申立期間当時に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届に係る届出を失念したと認めた上で届出を行っていることが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る両申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から50年3月まで
平成9年6月頃、私の経営する会社の事務所に来た社会保険事務所(当時)の職員から、申立期間の国民年金保険料を納付するよう勧められたので、納付することにした。
同職員の作成した納付書によって、申立期間に係る国民年金保険料を郵便局で納付したのに申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金被保険者名簿及びオンライン記録並びに申立人が所持する国民年金手帳から、昭和50年4月1日を資格取得日として同年同月頃に払い出されていることが推認でき、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料の納付書は発行されず、当該期間に係る国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張する平成9年6月時点では、当該期間は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 894

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 2 月から同年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 2 月から同年 3 月まで
② 昭和 58 年 4 月から同年 8 月まで

私は、申立期間①については、A社のB事業所に入社し、事務の職員から国民年金の加入を勧められ、毎月1万数千円を現金で納付した記憶がある。また、申立期間②については、C事業所に臨時職として勤務し、毎月の給与から国民年金保険料が控除されていた。

申立期間①及び②が国民年金の未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人が、申立期間①及び②を含め、国民年金に加入した記録は確認できず、当該期間当時、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、当該期間は国民年金の未加入期間であり、納付書は発行されず、当該期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 6 月 1 日から同年 7 月頃まで

私は、平成 18 年 6 月 1 日から同年 7 月頃までの期間において A 社（現在は、B 社）に勤務し、その間の給与は銀行振込みで受領した。給与から控除された明細については不明だが保険料を控除されていたと思う。

申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことに納得できない。

調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社から提出された申立人に係る勤務台帳から判断すると、申立人は申立期間のうち平成 18 年 6 月 1 日から同年 7 月 9 日までの期間において A 社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B 社の社会保険事務担当者は、「申立人はすぐに退社したため社会保険等には加入していない。」旨供述しているところ、同社から提出された申立人に係る 2006(平成 18)年 6 月分、同年 7 月分の給与明細書（控）及び同年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿を見ると、いずれも厚生年金保険料は控除されていないこと及び当該両月分の給与明細書（控）に記載されている差引支給額はいずれも申立人が所持する預金通帳の給与振込金額とほぼ一致していることが確認できる。

また、A 社に係るオンライン記録において、申立人の氏名は確認できず、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。